３　使用していない計測方式については記載を要しない（空欄）。
４　ＯＲ１において「損失の件数」が50件の場合は「50」と記載する（数字のみ。「特殊損失の件数」も同様。）。
５　ＯＲ１において直近５年以上10年未満の内部損失データを用いて、オペレーショナル・リスク相当額の算出を行う場合には、ル欄中「直近10年間」を「直近５年以上の計測期間」と読み替えるものとする。
６　ＯＲ２において、下線は直近３年間の平均値を示す。
７　ＯＲ３において、該当する値がない場合には空欄とする。なお、［７］告示第250条第１項第２号ロＩＬＭ又は告示第250条第１項第３号ＩＬＭに該当する値は常に「１」とする。
８　「その他」は必要に応じて記載する。例えば、告示第256条に定めるＩＬＭ（行政庁指定ＩＬＭ）を利用する際には、その旨を記載する。

別紙様式第七号（二）第七を次のように改める。

第７　連結自己資本比率の状況

第　　年度（　　年　　月　　日現在）連結自己資本比率の状況

（単位：百万円）

項　　目	当　期　末		前　期　末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額				
うち、出資金及び資本剰余金の額				
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に算入される評価・換算差額等				
うち、退職給付に係るものの額				
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				